

別紙

つくばみらい市ホームページ広告掲載仕様書

1 広告掲載料【要領第8条】

月額 1 枠 15,000円（税込み）

2 広告掲載位置及び枠数【要領第5条】

- (1) トップページの下段：10枠（掲載枠の位置については指定できない。）
- (2) トップページの上段右：2枠（アクセス時ランダムに掲載）

3 広告の規格【要領第4条】

サイズ	縦60ピクセル×横150ピクセル
画像データ形式	GIF又はJPEG（アニメーション形式を除く）
容量	10KB以下

※画像は広告主が作成する。（作成経費等は、広告主の負担となる）

4 広告の掲載期間【要領第7条】

(1) 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月の申込みがあったときは、年度を超えない範囲において複数月とすることができる。

5 掲載の開始【要領第7条】

- (1) 広告の掲載開始日は月の初日とし、広告の掲載終了日は月の末日とする。

6 注意事項及び申込方法

- (1) お申込みに当たっては、次の関係資料を必ずご確認ください。

- ①つくばみらい市広告掲載要綱
- ②つくばみらい市広告掲載基準
- ③つくばみらい市ホームページ広告掲載取扱要領（別紙つくばみらい市ホームページ広告仕様書を含む。）

(2) つくばみらい市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、掲載希望月の1カ月前までに、つくばみらい市役所政策秘書課まで、持参又は郵送（必着）願います。

(3) 提出された申込書をもとに、広告掲載の可否を決定し、審査結果通知書・納入通知書（広告掲載の決定を受けた場合のみ）をお送りします。

(4) 広告掲載決定の審査結果通知書を受け取られましたら、指定の期日までに広告掲載の決定を受けた期間の全額を納入通知書で納めてください。

※申込み後、掲載希望月の前月の20日までに審査結果通知書がお手元に届いていない場合は、ご連絡願います。

7 広告主の責任【要綱第11条】

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

8 広告掲載の範囲

(1) 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

①Flash 等は使用不可。

②文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

③文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

9 禁止する表現【要綱第3条・基準運用解釈のほか以下の通り】

①「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現。

②市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。

③市の実施する事業名に類似した表現。

④前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現。

10 その他

この仕様書に定めのないものについては、別途協議するものとする。

問い合わせ先

〒300-2395

つくばみらい市福田195

市長公室秘書広報課 広報係

電話 0297-58-2111 内線1103